

新潟市医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第30号

新潟市医療法施行条例の一部を改正する条例

新潟市医療法施行条例（平成24年新潟市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「を置かなければならない診療所」を「の配置に関する基準」に改め、同条中「診療所は」を「病院又は診療所は」に、「医師」を「病院又は医師」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（病院の人員に関する基準）

第3条 法第21条第1項の規定により病院に置かなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）

（2） 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科<sup>くわ</sup>においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

(4) 栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1

(5) 診療放射線技師，事務員その他の前各号及び次号に掲げる従業者以外の従業者  
病院の実状に応じた適當数

(6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適當数

2 前項の入院患者，外来患者及び取扱処方箋の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規開設又は再開の場合は，推定数による。

(病院の施設に関する基準)

第4条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は，次の各号に掲げるとおりとし，その構造設備は，当該各号に定める基準を満たさなければならない。

(1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）

蒸気，ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服，寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。

(2) 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士又は入院患者及びその家族が談話を楽しむことができる広さを有しなければならないこと。

(3) 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 内法による測定で，療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

(4) 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 療養病床を有する病院であつて、平成24年6月30日までに医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第53条の規定による特定介護療養型医療施設又は特定病院であることの届出をした病院に置かなければならない看護師、准看護師及び看護補助者の員数は、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間は、第3条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

3 精神病床を有する病院（省令第43条の2に規定するものを除く。）については、当分の間、第3条第1項第2号ただし書中「歯科衛生士」とあるのは「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）から減じた数を看護補助者」とする。

